

市民の生活に役立つ図書館をめざして

名古屋市図書館

目次

I 策定の目的.....	2
II 基本理念.....	3
III 基本方針.....	3
IV 重点項目.....	4
V 施策の展開.....	5
過去・現在・未来をつなぐ図書館.....	5
市民と資料・情報をつなぐ図書館.....	7
市民・地域社会をつなぐ図書館.....	12
発展性・柔軟性をもつ運営システムの構築.....	14

参考資料

「名古屋市子ども読書活動推進計画」（抜粋）

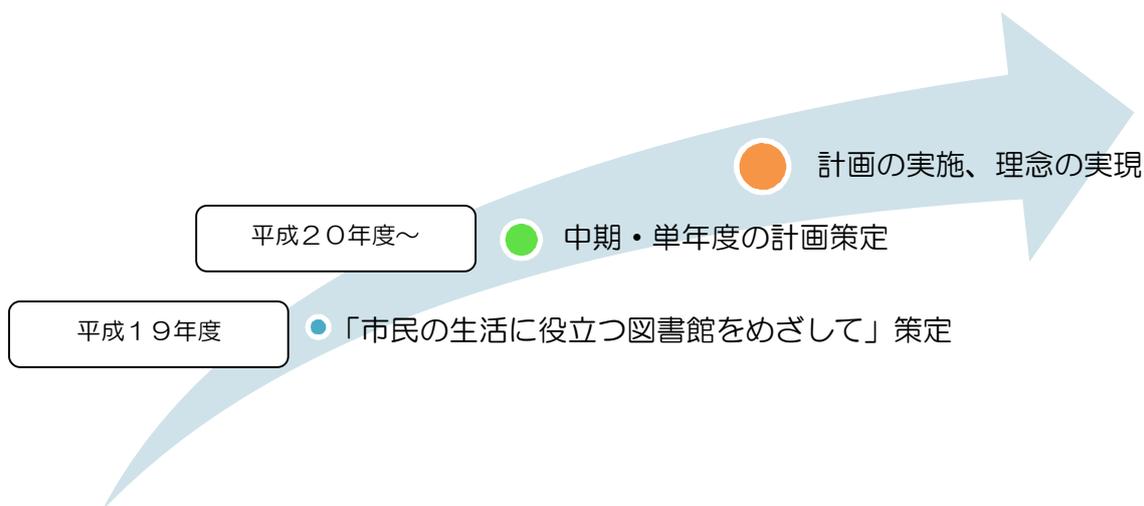
I 策定の目的

急激な社会構造の変化により、市民生活を取り巻く環境は著しく変化しています。とりわけ、高度情報通信社会の進展により、市民の情報入手の方法が著しく変化し、様々な資料・情報を得ることができる時代が到来しました。その一方で、市民ひとりひとりに自己判断・自己責任が求められる時代となり、その意思決定のためには幅広く情報や知識を入手すること、また、生涯にわたって学び続けること（生涯学習）が重要な時代になりました。

名古屋市図書館ではこれまで、図書・雑誌・新聞といった資料を中心に収集・整理し、集めた資料を保存することにより、市民の必要とする資料・情報を現在だけでなく将来にわたって利用できるように努めてまいりました。しかし、インターネットの出現による情報環境の変化¹や少子高齢化の急速な進行やゆとり・心の豊かさ志向の高まりなどの新しい時代の流れに対応して、名古屋市図書館も変わらなければなりません。すなわち、これまでの図書・雑誌・新聞などの資料を収集・整理・保存・提供するという基本的な活動に加えて、新しい時代の流れに対応した取り組みが求められるようになりました。

そこで、名古屋市図書館の新しい役割に対応した基本理念・基本方針を構築し、今後の図書館運営の方向性を明らかにするため、「市民の生活に役立つ図書館をめざして」を策定しました。

この「市民の生活に役立つ図書館をめざして」は、名古屋市図書館が大きく飛躍し、「市民の生活に役立つ」図書館になるための、ホップ・ステップ・ジャンプの3段階の最初のホップの段階に該当するものです。次のステップの段階として「市民の生活に役立つ図書館をめざして」を具体化し、達成の目安となる期限を付した中期および単年度の計画（名古屋市図書館全体および各館）を策定します。最後のジャンプの段階として、これらの計画を着実に実施し、「市民の生活に役立つ」図書館になることをめざします。



¹ 情報環境の変化 インターネットの出現により、様々な情報を簡単に調べることができるようになったが、情報の生産者・発信者の都合によりそれらの情報が書き換えられたり、消されてしまったりすることがある。また、重要な情報・資料がインターネット上にのみ公表されることもある。

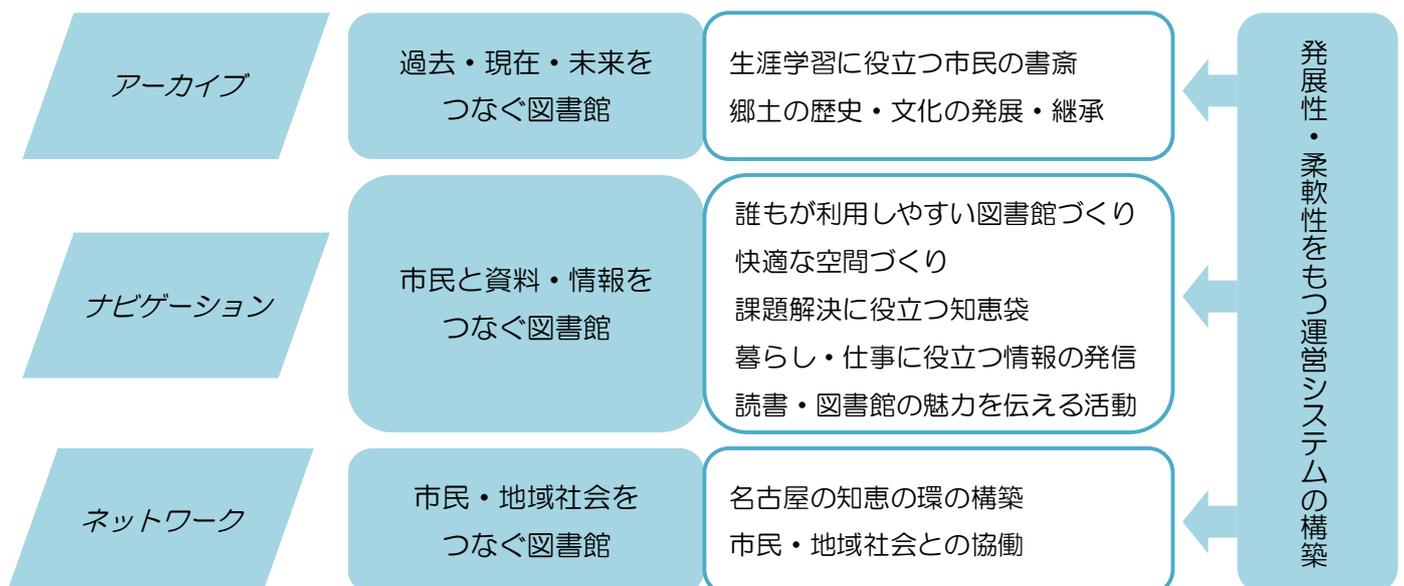
Ⅱ 基本理念

現在および将来において必要となる多様な資料・情報の収集・保存に努め、市民ひとりひとりに利用しやすい環境を整備し、「市民の生活に役立つ」図書館をめざします。

Ⅲ 基本方針

インターネットの発展・普及により資料・情報の生産・流通の仕組みが変化するなど、市民生活に必要な資料・情報の入手環境が著しく変化中、意思決定のために、必要な情報や知識が入手できること、市民ひとりひとりが生涯にわたって学び続けることが重要であるという認識に立ち、名古屋市図書館では次の基本方針に基づいて、既存のサービスや運営方法を見直すとともに、総合的な資料・情報の利用を支援する活動に取り組むことにより、「市民の生活に役立つ」図書館の実現をめざします。

- ①資料・情報の表現形式・形態の特性を考慮して、総合的に「市民の生活に役立つ」多様な資料・情報を収集・整理・保存します。(アーカイブ²)
- ②市民ひとりひとりに図書館サービスが届くように努めるとともに、必要とする資料・情報を入手するためにかかる時間をできるだけ短くして、提供します。(ナビゲーション³)
- ③市民および公共図書館・大学図書館・その他の専門機関とのネットワークを構築します。(ネットワーク)

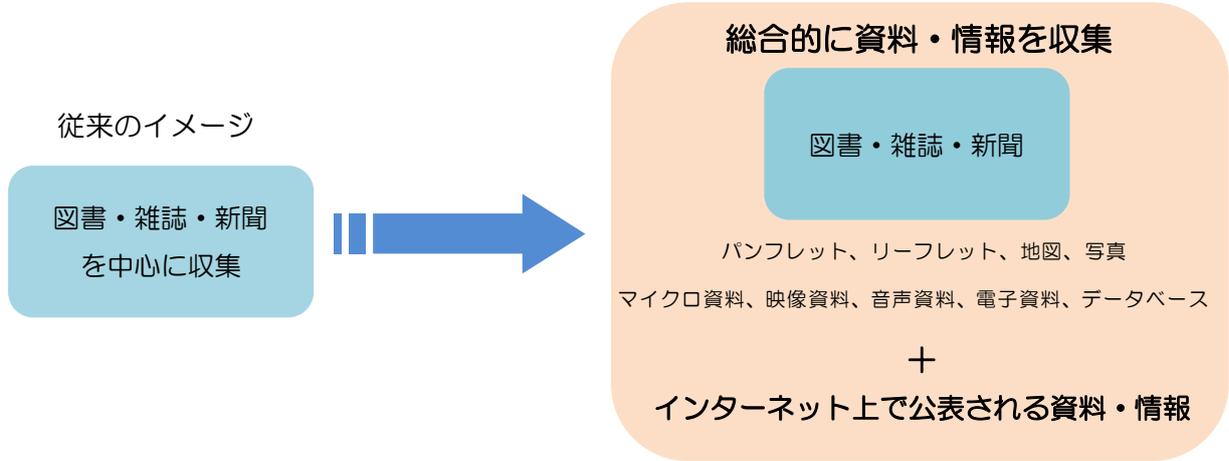


² アーカイブ Archive 様々な表現形式・形態の記録(資料・情報)を保存し、利用できる状態にする施設・役割。

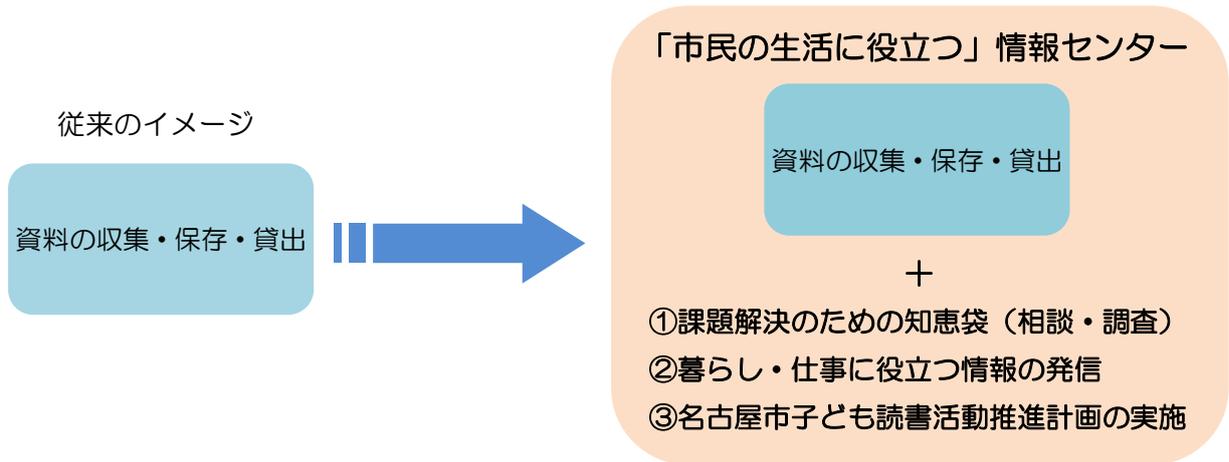
³ ナビゲーション Navigation 必要とする資料・情報にできるだけ短い時間で案内すること、または、案内をするために必要な目録・索引・テーマ別の調べ方などを準備すること。

IV 重点項目

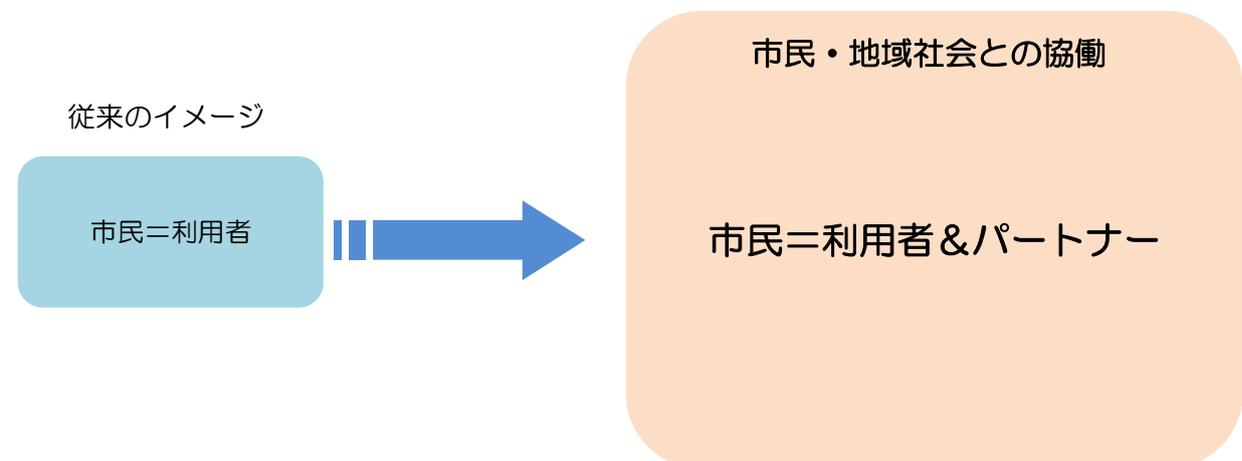
(1) 収集対象を拡大します。(アーカイブ)



(2) 図書館サービスを充実し、積極的にPRします。(ナビゲーション)



(3) 市民とのパートナーシップにより、図書館事業を展開します。(ネットワーク)



V 施策の展開（案）

過去・現在・未来をつなぐ図書館

（１）生涯学習に役立つ市民の書齋

現 状 名古屋市図書館は図書・雑誌・新聞などの印刷資料⁴を中心に、江戸時代から現代までに刊行された、約300万冊⁵の資料を所蔵しています。一部の古い資料については、目録情報がデータベース化されておらず、紙媒体のカード目録・冊子体目録しかないため、必ずしも利用者自身による検索が容易ではありませんが、それらを除くほとんどの資料については名古屋市図書館の蔵書検索機や名古屋市図書館のホームページで検索することができます。

方 向 性 図書・雑誌・新聞といった媒体の資料についてはこれからも積極的に収集・整理・保存していく必要があります。これに加えて、資料・情報の表現形式（文字・映像・音声）・形態（印刷資料・非印刷資料⁶）に関わらず、多様な資料を収集することにより、子どもからお年寄りまで、市民の暮らしを豊かにし、学びたいというすべての市民の意欲に応えられる、「市民の生活に役立つ」図書館が必要です。

また、一部の古い資料について目録情報のデータベース化を計画的に進めるとともに、収集した資料を最大限活用できるように使いやすく分かりやすいツールなどを作成し、より早く・より簡単に必要な資料が入手できるよう検索システムの改善を図るなど、調査・研究を支援するための環境の整備に努める必要があります。

取り組み ①多様な資料・情報の収集に努めます。
②使いやすく分かりやすいツール⁷の作成を進めます。

⁴ 印刷資料 図書・雑誌・新聞のほか、パンフレット、リーフレット、地図、写真（静止画）など。

⁵ 約300万冊 平成18年3月31日現在の図書の蔵書数は2,963,461冊。

⁶ 非印刷資料 印刷資料以外の形態の資料。点字資料、マイクロ資料、映像（動画）資料、音声資料、電子資料、インターネット上で無料公開されている資料・情報、インターネットを介して利用できる有料データベースなど。

⁷ 使いやすく分かりやすいツール 書名・著者名・出版者・出版年といった資料を識別するための基本的な情報だけでなく、内容細目や目次、その他の情報についてデータ化し、資料へのアクセスを容易にするためのもの。

(2) 郷土の歴史・文化の発展・継承

現 状 中央館⁸では、名古屋市史資料⁹や河村文庫¹⁰をはじめとする貴重なコレクションを所蔵するなど、尾張・名古屋・愛知県の歴史・文化に関する資料を収集・保存・提供しています。また、分館¹¹でも各地域の郷土資料を収集・保存・提供しているほか、「名古屋城コーナー」（西図書館）・「伊勢湾台風資料室」（南図書館）・「スポーツ資料コーナー」（東図書館）・「秀吉清正コーナー」（中村図書館）・「海と港コーナー」（港図書館）・「街道と旅コーナー」（北図書館）・「川と花と緑コーナー」（中川図書館）・「絞りと染物コーナー」（緑図書館）など、特色のある資料を収集しています。

方 向 性 郷土の歴史・文化の発展のために、尾張・名古屋・愛知県の歴史・文化に関する現在および過去の資料・情報を網羅的に収集・保存・提供できるように取り組む必要があります。特に、インターネット上にのみ公表される名古屋市などが発信する資料・情報などについて、将来的にも利用できるように名古屋市図書館で積極的に保存していく必要があります。

また、郷土の歴史・文化を後世に継承していくためには、現在だけでなく未来にわたって資料を利用できるように資料の延命を図ることが重要であり、貴重なコレクションを保管するための貴重書庫の整備や資料の電子化・マイクロフィルム¹²化を計画的に行うことも大切です。

取 り 組 み ①インターネット上にのみ公表される資料・情報を含めた、尾張・名古屋・愛知県に関する資料・情報の収集・保存・提供に努めます。
②貴重資料の電子化およびマイクロフィルム化を進めます。

⁸ 中央館 名古屋市鶴舞中央図書館。名古屋市図書館全館の資料の収集・整理・保存の中心的な役割を担っている。

⁹ 名古屋市史資料 大正4年から昭和9年にわたって刊行された「名古屋市史」の編纂にあたって、全国から収集・書写した資料。

¹⁰ 河村文庫 尾張藩の国学者である河村秀頼・秀根・益根の旧蔵書。

¹¹ 分館 各区・支所管内に設置されている地域館。平成20年3月31日現在、19館ある。

¹² マイクロフィルム化 資料をマイクロ写真にして保存すること。現在のところ、CD-ROMなどの電子媒体よりも保存できる期間が長いと考えられている。

市民と資料・情報をつなぐ図書館

(3) 誰もが利用しやすい図書館づくり

現 状 名古屋市図書館は建物館（中央館・分館）はじめ自動車図書館¹³を運行し、年間延べ630万人を超える人¹⁴に利用されています。しかし、図書館が遠いのでなかなか利用できない、図書館の開館時間に行くことが困難である、図書館を利用したくても様々な理由から図書館を利用しにくいと感じている人もいます。

方 向 性 名古屋市図書館の利用を困難にしている原因を明らかにし、その解消を図っていく必要があります。そのためには、ライフサイクル（乳幼児・児童・青少年・社会人・高齢者といった年齢・世代）別や、サービスの利用者（勤労者、障害者、母国語が日本語でない方など）別に名古屋市図書館のサービスを見直し、現在図書館を利用している人にとっては、より使いやすく、現在図書館を利用していない人には、どのようにすれば名古屋市図書館のサービスを届けることができるのか、サービスポイント¹⁵の増加や宅配サービス¹⁶の導入なども含めて、検討していく必要があります。

特に、24時間利用が可能なインターネットを活用すれば、いつでも家庭のパソコンや携帯電話から資料を予約したり、メールによる資料・情報に関する調査の申し込みをしたりすることができるようになるなど、時間による制約を解消できる可能性があり、積極的にインターネットを活用していくことが必要です。

- 取り組み**
- ①ライフサイクルやサービスの利用者に応じた図書館サービスを充実します。
 - ②インターネットを活用したサービスを充実します。

¹³ 自動車図書館 駐車場120ヶ所施設駐車場8ヶ所を設置して定期的に巡回している。

¹⁴ 年間延べ630万人を超える人 平成18年度の入館者数は6,310,222人。

¹⁵ サービスポイント 現在の建物館（中央館・分館）や自動車図書館の駐車場などの図書館サービスを提供する施設・場所。予約資料の貸出及び返却のみ可能とする機能を限定したサービスポイントなども考えられる。

¹⁶ 宅配サービス 資料を自宅まで届けるサービス。現在は、身体に重度の障害がある方、知的障害の重い方に対して、無料で郵送による資料の貸出・返却を行っている。

(4) 快適な空間づくり

現 状 親子で読み聞かせができるスペースとして、子ども向けにおはなしの部屋・コーナーを設けています。しかし、エレベーターがないなど、バリアフリー¹⁷化が十分でない図書館があります。また、持参したパソコンを利用するスペースが設けられていない図書館があるなど、館内のIT化¹⁸への対応も十分ではありません。

なお、図書館施設（建物館）の計画としては徳重地区への図書館の新設や千種図書館・瑞穂図書館の改築が検討されています。

方 向 性 図書館施設（建物館）がユニバーサルデザイン¹⁹になっているか、情報機器などの設備は充実しているかを総合的に見直し、図書館施設の改築・改修を計画的に進めて行く必要があります。

また、小さなお子様連れの方のために授乳のスペースを設けたり、飲食ができるスペースを設けたりするなど、滞在型施設として快適な空間を創造していく必要があります。

さらに、資料を様々な角度から紹介する館内展示を増やしたりするなど、読書意欲のわく魅力的で快適な空間を演出できるように、様々な創意工夫を凝らすことも大切です。

取 り 組 み ①図書館施設の改築・改修を計画的に進めます。

¹⁷ バリアフリー化 建物の段差を解消するなど、障害者や高齢者などにとって図書館施設利用の物理的な障害を取り除くこと。

¹⁸ IT化 Information Technology コンピュータとインターネットを利用した技術。

¹⁹ ユニバーサルデザイン 建物・用具・表示（サイン）などのデザインが、すべての人が使いやすいように工夫されていること。

(5) 課題解決に役立つ知恵袋

現 状 名古屋市図書館では読書や本に関する質問や暮らしや仕事のための資料・情報調査などの質問に回答するサービス（レファレンス）を司書²⁰が行っています。しかし、そのようなサービスを行っていることを知らない人たちがいます。また、分館では中央館に比べて蔵書量などの制約があるため、様々な資料・情報に関する相談に迅速に回答できない場合もあります。

方 向 性 司書によるレファレンスを積極的にPRし、困ったことや調べたいことがあるときは、「司書に聞いてみよう！」という意識の浸透を図る必要があります。

名古屋市図書館の蔵書・各種データベース・インターネットなどの情報や、中央館と分館のネットワーク・その他の情報ネットワーク²¹を活用して、近くの図書館や家庭からも、迅速に個別相談に対応できるようにする必要があります。

また、市役所はじめ市の機関向けに資料・情報調査のための窓口を設置し、様々な行政課題の解決を支援することも名古屋市図書館の大切な役割です。

- 取り組み**
- ①図書館の活用法を広めていきます。
 - ②レファレンスの窓口を設置します。
 - ③行政支援の窓口の設置を検討します。

²⁰ 司書 図書館の専門職として、資料・情報の収集・整理・保存・提供などに関する直接・間接的な業務を行う職員で、資料・情報に関する調査・相談も行っている。

²¹ 情報ネットワーク 全国の公共図書館とのネットワークや、市内の大学図書館や専門機関とのネットワーク。

(6) 暮らし・仕事に役立つ情報の発信

現 状 新着図書や図書館の催し物等の情報を名古屋市図書館のホームページで発信しているほか、子ども向けの本を紹介する小冊子などを作成・配布しています。そのほか、図書館の本の並べ方について「暮らしのコーナー」を設けたりするなど、各図書館がそれぞれ、分かりやすいものになるように創意工夫しています。

方 向 性 図書館は市民が日常生活の中で、ちょっとした悩みごとや関心をもった事柄、例えば、子育て、医療・健康、交通事故などのトラブル解決のための法律・判例、仕事上の課題などに対して、その解決のための資料・情報をあらかじめ整理して、分かりやすく提供していく必要があります。

また、「自分で調べたいが、調べ方が分からない」という人のために、自分で資料や情報を調べることができるように、図書館利用法や資料探索法などを紹介する講座などを開催することも大切です。

取り組み ①暮らし・仕事に役立つ情報を発信します。
②情報リテラシー²²講座を開催します。

²² リテラシー 読み書きの能力。ここでは、情報を収集・活用する能力、図書館を活用する能力のこと。

(7) 読書・図書館の魅力を伝える活動

現 状 近年、「文字・活字文化振興法」や「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定されたように、読書習慣や図書館利用習慣は子どもだけでなく、すべての市民にとって重要であるという認識が広がっています。名古屋市図書館では、従来から子ども向けのおはなし会・行事のほか、一部の学校・保健所へ出向いて読み聞かせやブックトーク²³などを行い、主に子どもを対象として読書・図書館の魅力を伝える活動を行ってきました。これに対して、大人向けの事業は、保護者の方に子どもの読書について理解を深めてもらうための「子どもと本の講座」や文化講演会などを開催してきましたが、子ども向けの事業に比べると少ないのが現状です。

方 向 性 子どもを対象とした活動としては、すでに「名古屋市子ども読書活動推進計画」（名古屋市教育委員会 平成19年4月）が策定され、図書館が取り組むべき方策が示されています。そこで、子どもを対象とした活動については、「名古屋市子ども読書活動推進計画」に基づいて、図書館独自の事業をさらに充実されていくとともに、学校や保健所などと連携した事業に取り組んで行く必要があります。

さらに、大人向けの講座や企画展示を増やすなど、子どもだけでなくすべての市民に向けて読書・図書館の魅力を伝える活動を行う必要があります。

取 り 組 み ①名古屋市子ども読書活動推進計画を実施します。
②大人向けの事業を充実します。

²³ ブックトーク 特定のテーマに沿って何冊かの本のあらすじやさわりの部分を紹介するなど、読書意欲がわくように魅力的な本を紹介するもの。

市民・地域社会をつなぐ図書館

(8) 名古屋の知恵の環の構築

現 状 県立図書館を中心とした県内の公共図書館のネットワークに名古屋市図書館も参加しているため、そのネットワークを利用して他の公共図書館の蔵書を調べたり、図書を借りたりすること（相互貸借²⁴）が可能になっています。しかし、名古屋市内の大学図書館や専門図書館・専門機関などについては、一部しかこのネットワークに参加していないため、それらの所蔵している資料を調べることは容易ではありません。

また、名古屋市図書館では相互協力が進んでいる大学図書館について、ホームページで紹介していますが、それらの所蔵している資料についても一括して調べることはできない状態です。

方 向 性 東海・中部地方の中心都市である名古屋市には、県立図書館・大学図書館・専門図書館のほか、国・県・市・その他の団体の専門機関が集まっていますが、それらの施設が所蔵している資料の情報（資料所在情報）や相談窓口情報について一括して調べることができれば調査にかかる時間を大幅に短縮することができます。そこで、資料所在情報や相談窓口情報を名古屋市図書館で集約し、ワンストップで調べることができるようにするなど、名古屋市内にある各種図書館や専門機関と連携を図り、「名古屋の知恵の環」を広げていくことが必要です。

取 り 組 み ①資料所在情報・相談窓口情報のワンストップサービス²⁵をめざします。

²⁴ 相互貸借 図書館間で資料の貸し借りをすること。館内閲覧のみの図書・雑誌・視聴覚資料など、借りることができない資料もある。

²⁵ ワンストップサービス 一箇所で用事が済むこと。名古屋市内の各種図書館・専門機関のどこに求める資料があるかすぐに分かるようにするもの。

(9) 市民・地域社会との協働

現 状 市民ボランティアの方に、おはなし会・行事、対面読書²⁶、点訳²⁷・音声訳²⁸、図書の装備²⁹、返却された図書を本棚に戻す作業などについて、協力いただいています。また、家庭で不要になった図書などを寄贈いただき、名古屋市図書館の蔵書として活用したり、市民の方に再利用していただいたりする事業を行っています。

方 向 性 図書館事業への一層の市民参加を呼びかけ、市民とのパートナーシップによる図書館づくりを行う必要があります。また、市民団体やNPOなど、地域社会で様々な活動を行っている団体と積極的に関わり、資料の提供を呼びかけたり、共同で行事を開催したりするなど、多面的に市民・地域社会と共に歩む図書館をめざしていきます。

取り組み ①市民とのパートナーシップによる図書館事業を展開します。

²⁶ 対面読書 視覚障害者の要望により、特定の図書などを対面で朗読するサービス。

²⁷ 点訳 墨字（印刷された文字など）の資料を点字図書に訳すこと。

²⁸ 音声訳 墨字の資料を音声による録音図書に訳すこと。

²⁹ 図書の装備 繰り返しの使用に耐えられるように図書を保護・補強するための作業。

発展性・柔軟性をもつ運営システムの構築

前記の（１）から（９）の施策の展開を具体化するために中期および単年度の図書館計画を策定し、「市民の生活に役立つ」図書館の実現を図ります。また、社会の変化に対応できるような柔軟性をもつ運営システムの構築に努め、図書館機能の集約化・拠点化を行うなど中央館と分館の機能・役割を明確化するとともに、効率的かつ効果的な図書館運営を実現し、名古屋市図書館全体でのサービスの向上をめざします。

そして、そのために必要となる機構改革や適切な人員配置を行うとともに、司書の研修を強化し、司書の意識改革および資質向上に努めます。

第1章 子ども読書活動の意義と計画推進の基本方針

3 計画の目的と目標

(1) 計画の目的

読書は、子どもの成長や自己形成にとって重要であり、読書習慣を身につけることは、生涯において計り知れない価値があるといえます。

前述の読書実態調査の結果によれば、小さい頃に保護者から読み聞かせをしてもらったり、図書館や書店へよく連れて行ってもらった子どもほど、読書好きの傾向が見受けられることから、小さい頃に親子で読書に親しむことが大切であるといえます。また、中学生、高校生と年齢が上がるにつれ、不読者が増え、読書量が減ることから、各年代に応じた読書環境の充実が重要であることがわかります。

そこで、本計画では、子どもが読書を楽しいと感じ、自ら進んで読書に親しみ、生涯にわたる読書の習慣を身につけることを目的とし、乳幼児期をはじめ発達段階に応じた読書に係る取り組みを総合的に進めていきます。

(2) 計画の目標

目的の達成に向け、以下の2つの事項を目標とします。

ア 読書が好きな子どもを増やします。

イ 1か月に1冊も本を読まない子どもの割合を減らします。

（5年間で5%減らします。）

4 計画推進の基本方針

目的・目標を達成するために、次のことを基本的な柱として本計画を推進していきます。

(1) 家庭における読書活動の推進

乳幼児期からの絵本の紹介や読み聞かせ、親子で楽しむ読書講座の開催等により、家庭において親子で本にふれあえる環境づくりに取り組みます。

(2) 子どもの成長に応じた読書に親しむ機会・場の提供

子どもが読書の楽しさに気づくきっかけをつくり、読書習慣の定着を図るため、年代に応じて興味を持ち、感動し、夢をふくらますことができる本に出会えるような機会・場を増やします。

(3) 学校図書館と図書館との連携

学校図書館の充実を図るため、学校図書館と図書館のネットワーク化や蔵書の共同利用等の連携に取り組みます。

(4) 推進体制の整備

大人が子どもの読書活動の大切さを意識して、子どもが読書を楽しめる環境づくりに取り組んでいきます。子どもの読書活動に関わる学校、図書館等の関係機関やボランティア、市民団体、書店、出版社、新聞社等が連携・協力を図り、社会全体が子どもの読書活動を推進する体制づくりを進めていきます。

5 計画の期間

計画の期間は、平成19年度から平成23年度までの5年間とします。

6 計画の対象

計画の対象は概ね18歳以下の子どもとします。

第2章 子ども読書活動推進のための方策

1 家庭・地域

<方策> ☆…新たな取り組み ○…継続、拡充

☆はじめての本との出会い事業の創設

保健所の乳幼児検査時において、希望するすべての保護者に対する「あかちゃんのほん」や「100さつのえほんたち」といった絵本の紹介冊子の配布や絵本の紹介のほか、ボランティアを活用した絵本の読み聞かせやおはなし会の開催、出会った本の記録など、子どもが保護者と一緒に、乳幼児から読書に親しめる事業を「はじめての本との出会い事業」として創設します。

また、保険所では、絵本の読み聞かせの大切さを伝えていくとともに、子どもの読書離れの要因のひとつにテレビやビデオ等の情報メディアとの長時間接触が挙げられることから、乳幼児健康診査の機会を捉えて、情報メディアとの長時間接触が子どもに与える影響や家庭でのテレビやビデオ視聴のルールづくりについて、普及啓発していきます。

☆「子どもが選ぶ100冊キャンペーン」の実施

心に残った本、おもしろかった本など、友達に読んでもらいたい本を子ども自身で選んでもらい、100冊キャンペーンとして図書館等のホームページに掲載したり、図書館で該当本の展示をするほか、生涯学習センターなどの社会教育施設においてもPRしていきます。

2 図書館

<方策>

☆参加型子ども向けホームページの創設

読書に関する情報発信のほか、意見や質問を書き込むことができる参加型の子ども向けホームページを創設します。

○子ども向け行事・読書相談、児童書等の充実

おはなし会ははじめ子ども向け行事の充実、児童向けサービスの担当者による子どもへの読書相談やレファレンスを充実します。

新刊案内はじめ読書についての楽しい情報をもりこんだ PR 紙を発行し、幼稚園・学校等各関係機関に配布します。

子ども・保護者のニーズ等を踏まえながら、絵本を含む児童書を充実します。

☆中・高校生向けメールマガジンの配信等

読書離れの傾向が強い中・高校生に読書や図書館の魅力を知ってもらうため、中・高校生向けの新刊案内など読書に関する最新情報を、メールマガジンとして配信します。

中・高校生向けのリーフレットを中・高等学校全校に配布します。

☆子ども図書館大使の任命

小学生を子ども図書館大使に任命し、図書館のカウンター業務や裏側見学などを体験してもらい、学校に戻って図書館の様子などを伝えてもらうことにより、子どもに図書館を身近に感じてもらうようにします。

○乳幼児・保護者向け講座の開設

図書館に来る乳幼児とその保護者に、絵本や児童書をより楽しんでもらうため、乳幼児を対象とした絵本の紹介や読み聞かせなどの講座を拡充します。

○障害児等向けサービスの充実

障害児が、健常者と同様に読書に親しめるよう、郵送貸出や点字図書、録音資料の収集など、障害児向けサービスの充実を図ります。

院内学級、病院（産科、小児科）におけるおはなし会の開催などを研究していきます。

○外国人の子どもへの支援

日本語に不慣れな外国人の子どもが母国語で、読書を楽しめるよう、中央図書館において外国語で書かれた絵本や児童図書の収集・提供に努めるとともに、分館における外国人の子ども向けのサービスの提供を検討します。

☆ブックホスピタルの創設

市民から不要になった子ども向けの図書の寄贈を受け、もう一度活用できるようメンテナンスを行い、必要なところへ配布するなどの有効活用を図ります。

☆子ども読書基金の創設

子ども向けの図書の充実に賛同する市民が、気軽に寄付できるよう、子ども読書基金を創設します。

○図書館司書に対する研修の充実

読み聞かせの手法や、的確な資料の提供および読書に関する相談に応じられるよう、研修を充実し児童向けサービスの担当者の養成に努めます。その担当者により他の機関やボランティアによる子ども読書推進活動を支援します。

3 保育所・幼稚園、学校等

<方策>

【小・中・高等学校】

○読書活動の充実

児童生徒が読書習慣を身につけるため、「朝の読書」を一層普及するとともに、図書館司書や読書ボランティア等の協力を得て、ブックトークや読み聞かせを充実します。

児童生徒の興味・関心に合ったり、教養を深めたりする図書の紹介や推薦をします。

中・高等学校では、図書館から配布されるリーフレットの中・高校生向けの読書情報も提供していきます。(再掲)

☆学校図書館と図書館の連携

図書館と連携し、学校図書館に、図書館の蔵書が検索できる端末を整備していきます。また、学校の図書の充実のため学校図書館と図書館とのネットワーク化による蔵書の効果的な活用といった連携方法の研究を進めます。

【特別支援学校】

○読書活動の充実

読書の楽しさを味わえるように、特別支援学校において、教員、図書館司書、ボランティア等による読み聞かせやおはなし会等の内容を充実します。

第3章 効果的な計画の推進に向けて

1 ☆ブックボランティア育成・派遣事業の創設

乳幼児や児童生徒に対する読み聞かせの機会を充実させるため、図書館等において、読み聞かせができるボランティアを養成し、現在活動しているボランティアとともに、保健所、学校などからの要請に応じて、ボランティアを派遣するシステムをつくります。また養成後のフォロー体制の整備に努めます。

身近なトワイライトスクール、コミュニティセンター等での読み聞かせ会の開催への要請にも応じられるよう検討していきます。

2 広報、啓発の推進

読み聞かせグループや書店などの実施している取り組みについて情報を収集し周知したり、出版社や新聞社に子ども向け読書の特集を働きかけるなど、民間の団体や事業者とも連携を図りながら、子どもの読書活動に関する情報を積極的に発信するとともに、子どもの読書活動の意義や重要性に

ついて、理解を促し関心を深めるための普及・啓発活動に努めます。

3 関係機関の連携

家庭での取り組みはもとより、保健所、保育所・幼稚園、図書館、学校などの関係機関や、子どもの読書活動を実践しているボランティアや市民団体等が、連携して取り組みを進めることで、子どもの読書活動をより一層効果的に推進していきます。

(1) 図書館と保健所の連携

各区図書館と各区保健所・分室との連絡を密にし、保健所での乳幼児健康診断時や両親教室などの事業のカリキュラムに読み聞かせの時間を入れてもらうよう働きかけをしていきます。

(2) 図書館と学校等との連携

図書館と保育士、幼稚園教員との情報交換をはじめ協力体制を充実します。

学校図書館に、図書館の蔵書が検索できる端末を整備していきます。(再掲)

学校図書館と図書館とのネットワーク化による蔵書の効果的な活用等の連携方法の研究を進めます。(再掲)

図書館司書やボランティア等によるブックトークや読み聞かせの派遣事業を、希望する学校等にはすべて派遣できるように充実します。

団体貸し出しによる読書活動や調べ学習への支援を充実します。

社会見学や総合的な学習時間での図書館訪問に対する支援や、中・高校生を対象としている職場体験活動について、有意義なものとなるよう内容の充実を図ります。

(3) 学校と地域との連携

地域のボランティアによる読み聞かせやブックトークの開催や、学校図書館の運営への協力・支援を進めます。

4 計画の推進体制の整備

この計画に基づく取り組みを効果的に推進していくため、関係機関の連携・協力体制の検討、進捗状況の把握、情報交換等を行う体制を整備します。